

静岡県建設事業等市町負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第13号

静岡県建設事業等市町負担金徴収条例の一部を改正する条例

静岡県建設事業等市町負担金徴収条例（昭和48年静岡県条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（略）			別表（略）		
事業	区分	負担率	事業	区分	負担率
林道整備 事業	(略)		林道整備 事業	(略)	
	山村活性化対 策道路整備事 業	(略)		山村活性化対 策道路整備事 業	(略)
	その他林道整 備事業	(略)		<u>過疎地域林道 整備事業</u>	<u>事業費の100分 の5以内</u>
農村総合 整備事業	農業農村整備 事業（生活環 境施設の整備 に係るものに 限る。）	(略)	農村総合 整備事業	農業農村整備 事業（生活環 境施設の整備 に係るものに 限る。）	(略)
				<u>過疎地域農道 整備事業</u>	<u>事業費の100分 の5以内</u>
(略)			(略)		
道路整備 事業	(略)		道路整備 事業	(略)	
	その他県単独 道路整備事業	(略)		その他県単独 道路整備事業	(略)
(略)			<u>過疎地域道路 整備事業</u>	<u>事業費の100分 の5以内</u>	
(略)				(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。